

インバウンド等の利用拡大に向けた魅力強化・情報発信事業企画提案指示書

1 委託事業名

インバウンド等の利用拡大に向けた魅力強化・情報発信事業委託業務

2 業務の目的

近年、アジアからの個人旅行者は増加傾向にあり、周遊ルートやニーズの多様化が進んでいることから、そのニーズや動向等を調査し把握するとともに、今後、本道における鉄道利用客の増加が見込まれる国に対し、セールスコールや現地旅行会社との販売連携、WEB等を活用した情報発信等を行うことで、海外旅行者の鉄道利用の促進を図る。

3 委託業務

(1) ターゲット国への情報発信やPRの実施

アジア圏のうち本道への個人旅行者が増加傾向にあり、かつ鉄道利用客の増加が期待できる国を2か国以上選定し、それぞれについて下記①～③の事業を展開すること。

① WEBやSNSを活用した情報発信

ターゲット国における鉄道旅行の需要喚起を目的に、WEBやSNS等を活用した情報発信を実施する。発信力があるウェブサイトや、一般に普及しているSNSなどの媒体を活用するなど、ターゲット層により多く閲覧されるよう工夫すること。

また、記事の掲載にあたって、「北海道レールパス」のPRにあわせて、道内路線の魅力の発信も行うこと。なお、協議会において別途実施する「ビジネス・観光利用拡大フリーペーパー等作成事業」により作成したフリーペーパーの記事（英語、中国語（繁体字、簡体字））のほか、既存の自治体等が作成した記事を活用することは可能。

② セールスコールの実施

北海道レールパスの需要喚起目的として、ターゲット国における現地の旅行会社等を訪問し、鉄道を利用した道内観光の魅力をPRするとともに、需要や動向等のヒアリングを実施する。

ア 訪問先

現地旅行会社、エージェント、メディア等

イ 訪問者

受託者

北海道鉄道活性化協議会から4名程度

ウ 地域と連携したPR資料の作成

現地でのPRに当たっては、沿線市町村や地域の団体等と連携し、北海道レールパスの概要、ターゲットニーズに応じた沿線地域の魅力、観光モデルルート等を紹介したPR資料を作成する。

エ その他

受託者は現地旅行会社等との調整や通訳及び現地コーディネーターの確保、訪問者の航空券及び宿泊場所等の手配等、調整全般を行うこと。

③ 「北海道レールパス」の現地旅行会社と連携した販売促進

北海道レールパスの販売促進を目的として、ターゲット国において企画乗車券等の販売実績が多い現地旅行会社と連携し、「北海道レールパス」の販売や、「北海道レールパス」を組み込んだ旅行商品の開発・販売を行う。

(2) 来道外国人観光客に対するプロモーションの実施

観光目的で来道している外国人に対し、道内の鉄道旅行の魅力や北海道レールパスなどのお得な切符のPRを実施し、あわせて北海道レールパスのニーズや評価、認知度、昨年度事業の成果等を把握するとともに、海外観光客の鉄道利用促進に係る課題等を洗い出すことを目的に調査を実施する。

なお、PRにあたっては、協議会において別途実施する「ビジネス・観光利用拡大フリーペーパー等作成事業」により作成したフリーペーパーの記事等を活用することは可能。

(3) 効果測定、実施報告書の作成

ア 効果測定

取組内容毎の効果、メディア露出等について効果測定を行うこと。

イ 実施報告書

上記(1)(2)について実施結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)100部及び電子媒体一式とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日(火)まで

5 予算上限額

12,000千円

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として協議会と受託者が協議して決定する。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「ビジネス・観光利用拡大フリーペーパー等作成事業企画提案書作成要領」(以下「企画提案書作成要領」)に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

8 提出期限

令和元年8月26日(月)17:00(必着)

9 提出場所

北海道鉄道活性化協議会事務局(北海道総合政策部交通政策局交通企画課内)

担当:山本

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111(内線23-815)

011-204-5333(直通)

10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社等)

により行うものとする。